「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案 【公営企業型地方独立行政法人】

	【公宮企業型地方	独立11以法人】	
地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
第1 本基準の目的及び減損の定義	第1 本基準の目的及び減損の定義	第1 本基準の目的及び減損の定義	第1 本基準の目的及び減損の定義
1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産	1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産	1 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準(以下	1 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準(以下
の減損に係る会計基準(以下「本基準」という。)及び	の減損に係る会計基準(以下「本基準」という。)及び	「本基準」という。)及び固定資産の減損に係る独立行	「本基準」という。)及び固定資産の減損に係る独立行
固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計	固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計	政法人会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資	政法人会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資
上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで	上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで	産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及	産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及
減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営	減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営	び独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを	び独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを
成績を明らかにすることを目的とする。	成績を明らかにすることを目的とする。	目的とする。	目的とする。
2 固定資産の減損とは、固定資産の収益性の低下により	2 固定資産の減損とは、固定資産の収益性の低下により	2 固定資産の減損とは、固定資産 <u>の</u> サービス提供能力が	2 固定資産の減損とは、固定資産 <u>に現在期待される</u> サー
投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産	投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産	当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比	ビス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービ
の経済的便益 <u>を</u> 生み出す <mark>能力</mark> が著しく減少した状態を	の <u>将来の</u> 経済的便益が著しく減少した状態をいう。	べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状	ス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復
いう。		態又は固定資産の経済的便益 <mark>を</mark> 生み出す <mark>能力</mark> が著しく	が見込めない状態又は固定資産の <mark>将来の</mark> 経済的便益が
		減少した状態をいう。	著しく減少した状態をいう。
第2 対象資産	第2 対象資産	第2 対象資産	第2 対象資産
本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独	本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独	本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。	本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。
立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解	立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解	なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しな	なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しな
(平成 16 年総務省告示第 221 号) 第 2 章公営企業型地方	(平成 16 年総務省告示第 221 号) 第 2 章公営企業型地方	いことができる。(注1)	いことができる。(注1)
独立行政法人に適用される会計基準及び注解(以下「公営	独立行政法人に適用される会計基準及び注解(以下「公営	(1) 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成 14 年 8 月 9	(1) 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成 14年8月9
企業型地方独立行政法人会計基準」という。)に減損処理	企業型地方独立行政法人会計基準」という。) に減損処理	日企業会計審議会) を適用すべき独立行政法人の業務に	日企業会計審議会) を適用すべき独立行政法人の業務に
に関する定めがある固定資産については、対象資産から除	に関する定めがある固定資産については、対象資産から除	係る固定資産	係る固定資産
くこととする。(注1)	くこととする。(注1)	(2) 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定	(2) 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定
		めがある固定資産(注2)	めがある固定資産(注2)
		(3) 供給途絶や価格高騰等の事態が生じた場合の安定供	(3) 供給途絶や価格高騰等の事態が生じた場合の安定供
		給を確保する目的で備蓄している固定資産	給を確保する目的で備蓄している固定資産
		<注1> 重要性の乏しい固定資産について	<注1> 重要性の乏しい固定資産について
		本基準を適用しないことができる固定資産に係る重要	本基準を適用しないことができる固定資産に係る重要
		性の判断については、固定資産の金額的側面及び質的側面	性の判断については、固定資産の金額的側面及び質的側面
		を勘案する必要があり、独立行政法人の業務運営における	を勘案する必要があり、独立行政法人の業務運営における
		主要な固定資産については、重要性が乏しいものとしては	主要な固定資産については、重要性が乏しいものとしては

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
		ならない。	ならない。
<注1> 公営企業型地方独立行政法人会計基準において	<注1> 公営企業型地方独立行政法人会計基準において	<注2> 独立行政法人会計基準において減損処理に関す	<注2> 独立行政法人会計基準において減損処理に関す
減損処理に関する定めがある固定資産について	減損処理に関する定めがある固定資産について	る定めがある固定資産について	る定めがある固定資産について
公営企業型地方独立行政法人会計基準において減損処	公営企業型地方独立行政法人会計基準において減損処	独立行政法人会計基準において減損処理に関する定め	独立行政法人会計基準において減損処理に関する定め
理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをい	理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをい	がある固定資産とは、次に掲げるものをいう。	がある固定資産とは、次に掲げるものをいう。
う。	う。		
(1) 投資有価証券(関係会社株式又は関係会社有価証券を	(1) 投資有価証券 (関係会社株式又は関係会社有価証券を	(1) 投資有価証券(関係会社株式又は関係会社有価証券を	(1) 投資有価証券(関係会社株式又は関係会社有価証券を
除く。)	除く。)	除く。)	除く。)
(2) 関係会社株式	(2) 関係会社株式	(2) 関係会社株式	(2) 関係会社株式
(3) その他の関係会社有価証券	(3) その他の関係会社有価証券	(3) その他の関係会社有価証券	(3) その他の関係会社有価証券
(4) 長期貸付金(役員、職員又は関係法人に対する長期貸	(4) 長期貸付金(役員、職員又は関係法人に対する長期貸	(4) 長期貸付金(役員、職員又は関係 <u>会社</u> に対する長期貸	(4) 長期貸付金(役員、職員又は関係 <u>法人</u> に対する長期貸
付金を除く。)	付金を除く。)	付金を除く。)	付金を除く。)
(5) 役員又は職員に対する長期貸付金	(5) 役員又は職員に対する長期貸付金	(5) 役員又は職員に対する長期貸付金	(5) 役員又は職員に対する長期貸付金
(6) 関係法人長期貸付金	(6) 関係法人長期貸付金	(6) 関係 <u>会社</u> 長期貸付金	(6) 関係 <u>法人</u> 長期貸付金
(7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる	(7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる	(7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる	(7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる
債権	債権	債権	債権
(8) 長期前払費用	(8) 長期前払費用	(8) 長期前払費用	(8) 長期前払費用
		(9) 繰延税金資産	(9) 繰延税金資産
(9) 未収財源措置予定額	(9) 未収財源措置予定額	(10) 未収財源措置予定額	(10) 未収財源措置予定額
第3 減損の兆候	第3 減損の兆候	第3 減損の兆候	第3 減損の兆候
固定資産又は固定資産グループ (「第8 固定資産のグ	固定資産又は固定資産グループ(「第8 固定資産のグ	1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(以下	1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(以下
ルーピングの方法」における最小の単位をいう。) に減損	ルーピングの方法」における最小の単位をいう。)に減損	「減損の兆候」という。)がある場合には、当該資産に	「減損の兆候」という。)がある場合には、当該資産に
が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」とい	が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」とい	ついて、減損を認識するかどうかの判定を行わなければ	ついて、減損を認識するかどうかの判定を行わなければ
う。) がある場合には、当該固定資産又は固定資産グルー	う。)がある場合には、当該固定資産又は固定資産グルー	ならない。	ならない。
プについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。	プについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。		
減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。	減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。	2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。	2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。
(1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営	(1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営	(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画、	(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画、
業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続	業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続	中長期計画及び事業計画の想定に照らし、著しく低下し	中長期計画及び事業計画の想定に照らし、著しく低下し
してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイ	してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイ	ているか、あるいは、低下する見込みであること。	ているか、あるいは、低下する見込みであること。
ナスとなる見込みであること(注2)(注3)	ナスとなる見込みであること(注2)(注3)		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30. 9. 3、R2. 3. 26、R4 地独法独自改訂)			
(2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範	(2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範	(2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当	(2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当
囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収	囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収	該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じた	該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じた
可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるい	可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるい	か、あるいは、生ずる見込みであること。(注3)	か、あるいは、生ずる見込みであること。(注3)
は、生ずる見込みであること(注4)(注5)	は、生ずる見込みであること(注4)(注5)		
(3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事	(3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事	(3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営	(3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営
業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、	業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、	の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込み	の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込み
悪化する見込みであること	悪化する見込みであること	であること。	であること。
(4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく	(4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく	(4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。 (注4)	(4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。 (注4)
下落したこと	下落したこと		
		(5) 独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につ	(5) 独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につ
		き、使用しないという決定を行ったこと。(注5)	き、使用しないという決定を行ったこと。(注5)
<注2> 事業単位別、施設別セグメント間における財政	<注2> 事業単位別、施設別セグメント間における財政	3 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供	3 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供
調整の扱いについて	調整の扱いについて	するものと認められる場合には、減損の兆候の有無につ	するものと認められる場合には、減損の兆候の有無につ
公営企業型地方独立行政法人は利益の獲得を目的とし	公営企業型地方独立行政法人は利益の獲得を目的とし	いて、これらの資産を一体として判定することができ	いて、これらの資産を一体として判定することができ
ていないことから、中期計画において、事業単位別、施設	ていないことから、中期計画において、事業単位別、施設	ි	る。
別のセグメント間の財政調整を行うことを前提に、法人全	別のセグメント間の財政調整を行うことを前提に、法人全		
体の損益収支の均衡を予定しているケースがある。このよ	体の損益収支の均衡を予定しているケースがある。このよ		
うなケースにおいて、中期計画にセグメント別の収支計画	うなケースにおいて、中期計画にセグメント別の収支計画		
又は資金計画が定められている場合には、減損の兆候の把	又は資金計画が定められている場合には、減損の兆候の把		
握等に当たっての損益又はキャッシュ・フローについて	握等に当たっての損益又はキャッシュ・フローについて		
は、中期計画におけるセグメント別の収支計画又は資金計	は、中期計画におけるセグメント別の収支計画又は資金計		
画に定められた損益又はキャッシュ・フローとの比較を考	画に定められた損益又はキャッシュ・フローとの比較を考		
慮して行われることとなる。	慮して行われることとなる。		
<注3> 運営費負担金、運営費交付金及び補助金等につ	<注3> 運営費負担金、運営費交付金及び補助金等につ		
いて	いて		
営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローには、	営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローには、		
経常費用に対する運営費負担金、運営費交付金及び補助金	経常費用に対する運営費負担金、運営費交付金及び補助金		
等を含む。	等を含む。		
<注4> 回収可能価額について	<注4> 回収可能価額について		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30. 9. 3、R2. 3. 26、R4 地独法独自改訂)			
1 回収可能価額とは、固定資産又は固定資産グループの	1 回収可能価額とは、固定資産又は固定資産グループの		
正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をい	正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をい		
う。	う。		
2 正味売却価額とは、固定資産又は固定資産グループの	2 正味売却価額とは、固定資産又は固定資産グループの		
時価から処分費用見込額を控除して算定される金額を	時価から処分費用見込額を控除して算定される金額を		
いう。	いう。		
3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可	3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可		
能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には	能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には		
合理的に算定された価額をいう。	合理的に算定された価額をいう。		
4 使用価値とは、固定資産又は固定資産グループの継続	4 使用価値とは、固定資産又は固定資産グループの継続		
的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将	的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将		
来キャッシュ・フローの現在価値をいう。	来キャッシュ・フローの現在価値をいう。		
<注5> 固定資産又は固定資産グループの回収可能価額	<注5> 固定資産又は固定資産グループの回収可能価額	<注3> 当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化	<注3> 当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化
を著しく低下させる変化について	を著しく低下させる変化について	について	について
固定資産又は固定資産グループが使用される範囲又は	固定資産又は固定資産グループが使用される範囲又は	当該資産の使用可能性の著しい低下については、当該資	当該資産の使用可能性の著しい低下については、当該資
方法について生ずる当該固定資産又は固定資産グループ	方法について生ずる当該固定資産又は固定資産グループ	産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断する。	産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断する。
の回収可能価額を著しく低下させる変化とは、固定資産又	の回収可能価額を著しく低下させる変化とは、固定資産又	なお、当該資産が政府からの現物出資又は特殊法人等から	なお、当該資産が政府からの現物出資又は特殊法人等から
は固定資産グループが使用されている事業を廃止又は再	は固定資産グループが使用されている事業を廃止又は再	の承継により取得されたものである場合には、現物出資時	の承継により取得されたものである場合には、現物出資時
編成すること、当初の予定よりも著しく早期に固定資産又	編成すること、当初の予定よりも著しく早期に固定資産又	又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。	又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。
は固定資産グループを処分すること、固定資産又は固定資	は固定資産グループを処分すること、固定資産又は固定資		
産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、固	産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、固		
定資産又は固定資産グループが遊休状態になったこと等	定資産又は固定資産グループが遊休状態になったこと等		
をいう。	をいう。		
		<注4> 市場価格が著しく下落したことについて	<注4> 市場価格が著しく下落したことについて
		固定資産の市場価格について、帳簿価額からの下落割合	固定資産の市場価格について、帳簿価額からの下落割合
		が50%未満であるときは、著しく下落していないものとす	が50%未満であるときは、著しく下落していないものとす
		ることができる。	ることができる。
		<注5> 使用しないという決定について	<注5> 使用しないという決定について

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
		使用しないという決定には、固定資産を全く使用しない	使用しないという決定には、固定資産を全く使用しない
		という決定のみならず、固定資産の取得時に想定した使用	という決定のみならず、固定資産の取得時に想定した使用
		目的に従って使用しないという決定、すなわち、用途変更	目的に従って使用しないという決定、すなわち、用途変更
		の決定も含む。なお、固定資産が政府からの現物出資又は	の決定も含む。なお、固定資産が政府からの現物出資又は
		特殊法人等からの承継により取得されたものである場合	特殊法人等からの承継により取得されたものである場合
		には、現物出資時又は承継時に想定した使用目的を基準に	には、現物出資時又は承継時に想定した使用目的を基準に
		判断する。	判断する。
第4 減損損失の認識	第4 減損損失の認識	第4 減損の認識	第4 減損の認識
1 減損の兆候がある固定資産又は固定資産グループに	1 減損の兆候がある固定資産又は固定資産グループに	1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなけ	1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなけ
ついての減損損失を認識するかどうかの判定は、固定資	ついての減損損失を認識するかどうかの判定は、固定資	ればならない。	ればならない。
産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャ	産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャ	(1) 「第3 減損の兆候」 <u>第</u> 2 <u>項</u> (1)から(3)までに該当す	(1) 「第3 減損の兆候」2(1)から(3)までに該当する場
ッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによっ	ッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによっ	る場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定	合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定され
て行い、固定資産又は固定資産グループから得られる割	て行い、固定資産又は固定資産グループから得られる割	されていないとき。	ていないとき。
引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る	引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る	(2) 「第3 減損の兆候」 <u>第</u> 2 <u>項</u> (4)に該当する場合であ	(2) 「第3 減損の兆候」2(4)に該当する場合であって、
場合には、減損損失を認識する。	場合には、減損損失を認識する。	って、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認め	当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められ
2 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引	2 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引	られないとき。(注6)	ないとき。(注6)
前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、固定資産の	前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、固定資産の	(3) 「第3 減損の兆候」 <u>第</u> 2 <u>項</u> (5)に該当する場合であ	(3) 「第3 減損の兆候」2(5)に該当する場合であって、
経済的残存使用年数又は固定資産グループ中の主要な	経済的残存使用年数又は固定資産グループ中の主要な	って、使用しないという決定が当該決定を行った日の属	使用しないという決定が当該決定を行った日の属する
償却資産の経済的残存使用年数とする。(注6)	償却資産の経済的残存使用年数とする。(注6)	する事業年度内における一定の日以後使用しないとい	事業年度内における一定の日以後使用しないという決
		う決定であるとき。(注7)	定であるとき。(注7)
<注6> 主要な償却資産について	<注6> 主要な償却資産について	2 前項(1)において、当該資産の全部又は一部の使用が	2 上記1(1)において、当該資産の全部又は一部の使用
主要な償却資産とは、固定資産グループの償却資産のう	主要な償却資産とは、固定資産グループの償却資産のう	想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たして	が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たし
ち将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構	ち将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構	いない場合をいう。	ていない場合をいう。
成資産をいう。	成資産をいう。	(1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込	(1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込
		みが客観的に存在すること。(注8)	みが客観的に存在すること。(注8)
		(2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有して	(2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有して
		いること。	いること。
		<注6> 市場価格の回復可能性に関する判断基準につい	<注6> 市場価格の回復可能性に関する判断基準につい
		7	て
		市場価格の回復可能性については、経済全体の状況や固	市場価格の回復可能性については、経済全体の状況や固

地独法改訂後 (H30. 9. 3、R2. 3. 26、R4 地独法独自改訂)	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(Committee of the comm			定資産の性質に照らし、相当の期間内に固定資産の市場価
		格が帳簿価額の相当程度まで回復する可能性があるかど	
		うかを判断することとする。	うかを判断することとする。
		<注7> 固定資産について、翌事業年度以降の特定の日	<注7> 固定資産について、翌事業年度以降の特定の日
		以後使用しないという決定を行った場合について	以後使用しないという決定を行った場合について
		固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用	固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用
		しないという決定を行った場合には、使用しなくなる日に	しないという決定を行った場合には、使用しなくなる日に
		おいて減損を認識することとし、その決定が将来の財務諸	おいて減損を認識することとし、その決定が将来の財務諸
		表に重要な影響を及ぼすと認められる場合には、それまで	表に重要な影響を及ぼすと認められる場合には、それまで
		の間、当該資産の概要等について注記しなければならな	の間、当該資産の概要等について注記しなければならな
		い。	い。
		<注8> 固定資産の全部又は一部について、将来の使	<注8> 固定資産の全部又は一部について、将来の使用
		用の見込みが客観的に存在することについて	の見込みが客観的に存在することについて
		1 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込	1 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込
		みが客観的に存在することとは、例えば、保守管理が経	みが客観的に存在することとは、例えば、保守管理が経
		常的に行われており、かつ、独立行政法人の年度計画等	常的に行われており、かつ、独立行政法人の年度計画等
		においても将来の使用稼動が確実に見込まれている場	においても将来の使用稼動が確実に見込まれている場
		合をいう。	合をいう。
		2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否か	2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否か
		の判断は、全て実態によって行わなければならない。	の判断は、 <u>すべ</u> て実態によって行わなければならない。
第5 減損損失の測定	第5 減損損失の測定	第5 減損額の測定	第5 減損額の測定
減損損失を認識すべきであると判定された固定資産又	減損損失を認識すべきであると判定された固定資産又	減損が認識された固定資産について、帳簿価額が回収可	減損が認識された固定資産について、帳簿価額が回収可
は固定資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額	は固定資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額	能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サー	能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サー
まで減額し、原則として当該減少額を減損損失として当期	まで減額し、原則として当該減少額を減損損失として当期	ビス価額まで減額しなければならない。(注9)	ビス価額まで減額しなければならない。(注9)
の損失とする。	の損失とする。		
		<注9> 回収可能サービス価額について	<注9> 回収可能サービス価額について
		1 回収可能サービス価額とは、当該資産の正味売却価額	1 回収可能サービス価額とは、当該資産の正味売却価額

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
		と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。	と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。
		2 正味売却価額とは、固定資産の時価から処分費用見込	2 正味売却価額とは、固定資産の時価から処分費用見込
		額を控除して算定される額をいう。	額を控除して算定される額をいう。
		3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可	3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可
		能な市場価格をいう。	能な市場価格をいう。
		4 使用価値相当額とは、減価償却後再調達価額をいう。	4 使用価値相当額とは、減価償却後再調達価額をいう。
		ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難で	ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難で
		ある場合には、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき	ある場合には、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき
		使用が想定されていない部分(使用しないという決定を	使用が想定されていない部分(使用しないという決定を
		行った部分を含む。以下同じ。)以外の部分の割合を乗	行った部分を含む。以下同じ。)以外の部分の割合を乗
		じて算出した価額を用いることができる。	じて算出した価額を用いることができる。
		5 減価償却後再調達価額とは、固定資産の全部又は一部	5 減価償却後再調達価額とは、固定資産の全部又は一部
		につき使用が想定されていない部分以外の部分が有す	につき使用が想定されていない部分以外の部分が有す
		るサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する	るサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する
		資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価	資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価
		額から、減価償却累計額(当該資産を減損が認識された	額から、減価償却累計額(当該資産を減損が認識された
		資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される	資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される
		額をいう。)を控除した価額をいう。	額をいう。)を控除した価額をいう。
第6 将来キャッシュ・フロー	第6 将来キャッシュ・フロー	_(対応箇所なし)_	_(対応箇所なし)_
1 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積ら	1 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積ら		
れる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定におい	れる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定におい		
て見積られる将来キャッシュ・フローは、当該公営企業	て見積られる将来キャッシュ・フローは、当該公営企業		
型地方独立行政法人に固有の事情を反映した合理的で	型地方独立行政法人に固有の事情を反映した合理的で		
説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。	説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。		
2 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、固定資	2 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、固定資		
産又は固定資産グループの現在の使用状況及び合理的	産又は固定資産グループの現在の使用状況及び合理的		
な使用計画等を考慮する。(注7)	な使用計画等を考慮する。(注7)		
3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能	3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能		
性の最も高い単一の金額又は生起し <mark>。</mark> る複数の将来キ	性の最も高い単一の金額又は生起しる複数の将来キ		
ャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額	ャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額		
とする。(注8)	とする。(注8)		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30. 9. 3、R2. 3. 26、R4 地独法独自改訂)			
4 固定資産又は固定資産グループに関連して間接的に	4 固定資産又は固定資産グループに関連して間接的に		
生ずる支出は、関連する固定資産又は固定資産グループ	生ずる支出は、関連する固定資産又は固定資産グループ		
に合理的な方法により配分し、当該固定資産又は固定資	に合理的な方法により配分し、当該固定資産又は固定資		
産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控	産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控		
除する。	除する。		
5 将来キャッシュ・フローには、利息の支払額を含めな	5 将来キャッシュ・フローには、利息の支払額を含めな		
٧٠°	٧٠°		
<注7> 将来の設備の増強等の取扱いについて	<注7> 将来の設備の増強等の取扱いについて		
計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結	計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結		
果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含め	果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含め		
ない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産につい	ない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産につい		
ては、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積	ては、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積		
る。	る。		
<注8> 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離する	<注8> 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離する		
リスクについて	リスクについて		
将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクに	将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクに		
ついては、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のい	ついては、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のい		
ずれかに反映させる。ただし、減損損失を認識するかどう	ずれかに反映させる。ただし、減損損失を認識するかどう		
かを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フロ	かを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フロ		
一の算定においては、このリスクを反映させない。	一の算定においては、このリスクを反映させない。		
第7 使用価値の算定に際して用いられる割引率	第7 使用価値の算定に際して用いられる割引率	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時	使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時		
間価値を反映した利率とする。	間価値を反映した利率とする。		
固定資産又は固定資産グループに係る将来キャッシュ・	固定資産又は固定資産グループに係る将来キャッシュ・		
フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシ	フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシ		
ュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率	ュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率		
に反映させる。(注8)	に反映させる。(注8)		
第8 固定資産のグルーピングの方法	第8 固定資産のグルーピングの方法	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定	減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30. 9. 3、R2. 3. 26、R4 地独法独自改訂)			
において行われる固定資産のグルーピングは、他の固定資	において行われる固定資産のグルーピングは、他の固定資		
産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独	産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独		
立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。	立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。		
第9 固定資産グループについて認識された減損損失の	第9 固定資産グループについて認識された減損損失の	_(対応箇所なし)_	_(対応箇所なし)_
配分	配分		
固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿	固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿		
価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該固定	価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該固定		
資産グループの各構成資産に配分する。	資産グループの各構成資産に配分する。		
第 10 共用資産の取扱い	第10 共用資産の取扱い	_(対応箇所なし)_	(対応箇所なし)_
1 共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識	1 共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識		
するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の固定	するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の固定		
資産又は固定資産グループに共用資産を加えた、より大	資産又は固定資産グループに共用資産を加えた、より大		
きな単位で行う。(注9) (注10)	きな単位で行う。(注9) (注10)		
2 共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を	2 共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を		
認識するかどうかを判定するに際しては、共用資産を含	認識するかどうかを判定するに際しては、共用資産を含		
まない各固定資産又は固定資産グループにおいて算定	まない各固定資産又は固定資産グループにおいて算定		
された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価	された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価		
額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総	額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総		
額とを比較する。この場合に、共用資産を加えることに	額とを比較する。この場合に、共用資産を加えることに		
よって算定される減損損失の増加額は、原則として、共	よって算定される減損損失の増加額は、原則として、共		
用資産に配分する。(注 11)	用資産に配分する。(注 11)		
3 共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する固定	3 共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する固定		
資産又は固定資産グループに合理的な基準で配分する	資産又は固定資産グループに合理的な基準で配分する		
ことができる場合には、共用資産の帳簿価額を各固定資	ことができる場合には、共用資産の帳簿価額を各固定資		
産又は固定資産グループに配分したうえで減損損失を	産又は固定資産グループに配分したうえで減損損失を		
認識するかどうかを判定することができる。この場合	認識するかどうかを判定することができる。この場合		
に、固定資産グループについて認識された減損損失は、	に、固定資産グループについて認識された減損損失は、		
帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共	帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共		
用資産の配分額を含む当該固定資産グループの各構成	用資産の配分額を含む当該固定資産グループの各構成		
資産に配分する。	資産に配分する。		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
<注9> 共用資産について	<注9> 共用資産について		
共用資産とは、複数の固定資産又は固定資産グループの	共用資産とは、複数の固定資産又は固定資産グループの		
将来キャッシュ・フローの生成に寄与する固定資産をい	将来キャッシュ・フローの生成に寄与する固定資産をい		
う。	う。		
<注 10> 共用資産に係る減損の兆候の把握等について	<注 10> 共用資産に係る減損の兆候の把握等について		
共用資産に係る固定資産のグルーピングを、共用資産が	共用資産に係る固定資産のグルーピングを、共用資産が		
関連する複数の固定資産又は固定資産グループに共用資	関連する複数の固定資産又は固定資産グループに共用資		
産を加えた、より大きな単位で行う場合、減損の兆候の把	産を加えた、より大きな単位で行う場合、減損の兆候の把		
握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測	握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測		
定は、先ず、固定資産又は固定資産グループごとに行い、	定は、先ず、固定資産又は固定資産グループごとに行い、		
その後、より大きな単位で行う。	その後、より大きな単位で行う。		
<注 11> 共用資産に配分される減損損失が過大な場合	<注 11> 共用資産に配分される減損損失が過大な場合		
について	について		
####################################	共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額		
│ │と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合に	と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合に		
は、当該超過額を合理的な基準により各固定資産又は固定	は、当該超過額を合理的な基準により各固定資産又は固定		
資産グループに配分する。	資産グループに配分する。		
第 11 減損処理後の会計処理	第 11 減損処理後の会計処理	第 10 減損処理後の会計処理	第10 減損処理後の会計処理
1 減損処理を行った固定資産については、減損損失を控	1 減損処理を行った固定資産については、減損損失を控	1 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿	1 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿
除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。	除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。	価額に基づき減価償却を行わなければならない。	価額に基づき減価償却を行わなければならない。
2 減損損失の戻入れは、行わない。	2 減損損失の戻入れは、行わない。	2 減損の戻入れは、行ってはならない。	2 減損の戻入れは、行ってはならない。
第 12 貸借対照表における表示	第 12 貸借対照表における表示	第9 貸借対照表における表示	第9 貸借対照表における表示
1 減損処理を行った固定資産(無形固定資産を除く。)	1 減損処理を行った固定資産(無形固定資産を除く。)	1 減損が認識された固定資産(無形固定資産を除く。)	1 減損が認識された固定資産(無形固定資産を除く。)
の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損	の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損	の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損	の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損
失累計額を、取得原価から間接控除する <mark>形</mark> 式で行う。(注	失累計額を、取得原価から間接控除する <mark>方</mark> 式で行う。(注	失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うもの	失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うもの
12)	12)	とする。(注 11)	とする。(注 11)
2 減損処理を行った無形固定資産の貸借対照表におけ	2 減損処理を行った無形固定資産の貸借対照表におけ	2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表におけ	2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表におけ
る表示は、減損処理前の帳簿価額から減損損失を直接控	る表示は、減損処理前の帳簿価額から減損損失を直接控	る表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除	る表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除
除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行	除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行	し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行う	し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行う

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
う。	う。	ものとする。	ものとする。
<注 12> 減損損失累計額について	<注 12> 減損損失累計額について	<注 11> 減損損失累計額について	<注 11> 減損損失累計額について
減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失	減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失	減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失	減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失
の累計額だけでなく、行政コスト計算書に計上された減損	の累計額だけでなく、行政 <u>サービス実施</u> コスト計算書に計	の累計額だけでなく、行政コスト計算書に計上された減損	の累計額だけでなく、行政 <u>サービス実施</u> コスト計算書に計
損失相当額の累計額が含まれる。	上された <mark>損益外</mark> 減損損失相当額の累計額が含まれる。	損失相当額の累計額が含まれる。	上された <mark>損益外</mark> 減損損失相当額の累計額が含まれる。
第 13 損益計算書における表示	第13 損益計算書における表示	_(対応箇所なし)_	_(対応箇所なし)_
減損損失は、原則として、臨時損失とする。	減損損失は、原則として、臨時損失とする。		
第 14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損	第 14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損	第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損	第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損
損失の会計処理	損失の会計処理	額の会計処理	額の会計処理
公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 79 運営	公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 78 運営	独立行政法人会計基準の「第 81 運営費交付金の会計	独立行政法人会計基準の「第 81 運営費交付金の会計
費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 81 補助金	費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 80 補助金	処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附	処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附
等及び工事負担金等の会計処理」及び「第83 寄附金の会	等及び工事負担金等の会計処理」及び「第82 寄附金の会	金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している	金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している
計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資	計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資	固定資産に係る減損額については、次のように処理するも	固定資産に係る減損額については、次のように処理するも
産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産見	産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産見	のとする。	のとする。
返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、当	返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、当	(1) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想	(1) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想
該取崩額を原則として臨時利益に計上する。	該取崩額を原則として臨時利益に計上する。	定した業務運営を行わなかったことにより生じたもの	定した業務運営を行わなかったことにより生じたもの
		であるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期	であるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期
		の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利	の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利
		益剰余金(独立行政法人通則法第44条第1項に規定す	益剰余金(独立行政法人通則法第44条第1項に規定す
		る積立金)に振り替える。	る積立金)に振り替える。
		(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想	(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想
		定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたもので	定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであ
		あるときは、当該減損額 <u>を減損損失の科目により当期の</u>	るときは、当該減損額 <u>は損益計算書上の費用には計上せ</u>
		臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を臨時	<u>ず、</u> 資産見返負債を <u>減額する。</u>
		利益に振り替える。	
第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理	第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理	第6 減損額の会計処理	第6 減損額の会計処理
1 特定施設(公営企業型地方独立行政法人会計基準の	1 特定施設(公営企業型地方独立行政法人会計基準の	固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額	固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額
「第 16 流動負債」注解 <u>11</u> に規定する特定施設をい	「第 16 流動負債」注解 <u>12</u> に規定する特定施設をい	(以下「減損額」という。) については、次のように処理	(以下「減損額」という。) については、次のように処理
う。)である固定資産の減損損失は損益計算書上の費用	う。)である固定資産の減損損失は損益計算書上の費用	するものとする。	するものとする。
には計上せず、減損損失 <u>相当</u> 累計額の科目により資本剰	には計上せず、 <mark>損益外</mark> 減損損失累計額の科目により資本	(1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」	(1) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
余金の控除項目として計上する。	剰余金の控除項目として計上する。	を行うこととされた償却資産及び非償却資産について	行うこととされた償却資産及び非償却資産について減
		減損が発生した場合において、その減損が、独立行政法	損が発生した場合において、その減損が、独立行政法人
		人が中期計画、中長期計画 <u></u> 事業計画 <u>及び</u> 年度計画(以	が中期計画、中長期計画 <u>及び</u> 事業計画 <u>又は</u> 年度計画(以
		下「中期計画等 <u>及び</u> 年度計画」という。)で想定した業	下「中期計画等 <mark>又は</mark> 年度計画」という。)で想定した業
		務運営を行わなかったことにより生じたものであると	務運営を行わなかったことにより生じたものであると
		きは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損	きは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損
		失として計上する。(注 10)	失として計上する。(注 10)
		(2) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」	(2) 「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を
		を行うこととされた償却資産及び非償却資産について	行うこととされた償却資産及び非償却資産について減
		減損が発生した場合において、その減損が、独立行政法	損が発生した場合において、その減損が、独立行政法人
		人が中期計画等 <u>及び</u> 年度計画で想定した業務運営を行	が中期計画等 <u>又は</u> 年度計画で想定した業務運営を行っ
		ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損	たにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額
		額は損益計算書上の費用には計上せず、減損損失相当累	は損益計算書上の費用には計上せず、 <mark>損益外</mark> 減損損失累
		計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上す	計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上す
		る。	る。
		(3) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」	(3) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を
		を行うこととされた償却資産以外の償却資産について	行うこととされた償却資産以外の償却資産について減
		減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目	損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目に
		により当期の臨時損失として計上する。	より当期の臨時損失として計上する。
		<注 10> 中期計画等 <u>及び</u> 年度計画で想定した業務運営	<注 10> 中期計画等 <mark>又は</mark> 年度計画で想定した業務運営
		を行わなかったことについて	を行わなかったことについて
		中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わな	中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わな
		かったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、	かったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、
		独立行政法人が中期計画等及び年度計画の想定の範囲内	独立行政法人が中期計画等 <mark>又は</mark> 年度計画の想定の範囲内
		の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等 <u>及び</u> 年度	の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等 <mark>又は</mark> 年度
		計画の想定の範囲外の業務運営を行ったことにより生じ	計画の想定の範囲外の業務運営を行ったことにより生じ
		たものであることが明確である場合とし、それ以外の場合	たものであることが明確である場合とし、それ以外の場合
		は、中期計画等 <u>及び</u> 年度計画で想定した業務運営が行われ	は、中期計画等 <u>又は</u> 年度計画で想定した業務運営が行われ
		たものとする。	たものとする。
		中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わな	中期計画等 <u>又は</u> 年度計画で想定した業務運営を行わな

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
		かったこと及び想定の範囲外の業務運営を行ったことと	かったこと及び想定の範囲外の業務運営を行ったことと
		は、例えば、中期計画等 <mark>及び</mark> 年度計画で定めた施設の利用	は、例えば、中期計画等 <mark>又は</mark> 年度計画で定めた施設の利用
		促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採ら	促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採ら
		なかったため、中期計画等 <mark>及び</mark> 年度計画で定めた年間利用	なかったため、中期計画等 <u>又は</u> 年度計画で定めた年間利用
		予定者数を確保できなかった場合などが該当する。	予定者数を確保できなかった場合などが該当する。
		第8 行政コスト	第8 行政 <u>サービス実施</u> コスト
2 上記の場合における減損損失は、 <mark>その他</mark> 行政コストに	2 上記の場合における減損損失は、行政 <u>サービス実施</u> コ	独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業	独立行政法人が中期計画等 <mark>又は</mark> 年度計画で想定した業
属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失	ストに属するものとし、行政 <u>サービス実施</u> コスト計算書	務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額 <u>(「第7</u> 資	務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政 <u>サー</u>
相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表	において、損益外減損損失相当額の科目により、 <mark>損益外</mark>	産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計	<u>ビス実施</u> コストに属するものとし、行政 <u>サービス実施</u> コス
示しなければならない。	減価償却相当額の次に区分して表示しなければならな	<u>処理」(2)を除く。)</u> は、 <u>その他</u> 行政コストに属するものと	ト計算書において、 <mark>損益外</mark> 減損損失相当額の科目により、
	٧٠°	し、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目に	損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければな
		より、減価償却相当額の次に区分して表示しなければなら	らない。
		ない。	
第 16 注記	第 16 注記	第 11 注記	第 11 注記
1 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表には、次に掲	1 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表には、次に掲		
げる事項を注記しなければならない。	げる事項を注記しなければならない。		
(1) 「第8 固定資産のグルーピングの方法」に規定する	(1) 「第8 固定資産のグルーピングの方法」に規定する		
固定資産のグルーピングの具体的な適用方法	固定資産のグルーピングの具体的な適用方法		
(2) 「第 10 共用資産の取扱い」に規定する共用資産と	(2) 「第 10 共用資産の取扱い」に規定する共用資産と		
して扱われる固定資産の概要及び減損の兆候の把握等	して扱われる固定資産の概要及び減損の兆候の把握等		
における当該共用資産の取扱いの方法	における当該共用資産の取扱いの方法		
2 減損損失を認識した場合には、次に掲げる事項につい	2 減損損失を認識した場合には、次に掲げる事項につい	1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注	1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注
て注記するものとする。	て注記するものとする。	記するものとする。	記するものとする。
(1) 減損損失を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳	(1) 減損損失を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳	(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価	(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価
簿価額等の概要	簿価額等の概要	額等の概要	額等の概要
(2) 減損損失の認識に至った経緯	(2) 減損損失の認識に至った経緯	(2) 減損の認識に至った経緯	(2) 減損の認識に至った経緯
(3) 減損損失のうち損益計算書に計上した金額と計上し	(3) 減損損失のうち損益計算書に計上した金額と計上し	(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上して	(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上して
ていない金額の主要な固定資産ごとの内訳	ていない金額の主要な固定資産ごとの内訳	いない金額の主要な固定資産ごとの内訳	いない金額の主要な固定資産ごとの内訳
		(4) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」 第	(4) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3
		3項に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場	に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合に
		合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその	は、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサー

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30. 9. 3、R2. 3. 26、R4 地独法独自改訂)			
		サービスを提供するものと認めた理由	ビスを提供するものと認めた理由
(4) 回収可能価額が、	(4) 回収可能価額が、	(5) 回収可能サービス価額が、	(5) 回収可能サービス価額が、
ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の	ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の	ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の	ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の
概要	概要	概要	概要
イ 使用価値である場合には、その旨及び算定方法の概要	イ 使用価値である場合には、その旨及び算定方法の概要	イ 使用価値相当額である場合には、その旨、採用した理	イ 使用価値相当額である場合には、その旨、採用した理
		由及び算定方法の概要	由及び算定方法の概要
3 減損の兆候が認められた場合(減損損失を認識した場	3 減損の兆候が認められた場合(減損損失を認識した場	2 「第3 減損の兆候」 <u>第2項(1)から(4)までに掲げる</u>	2 「第3 減損の兆候」2(1)から(4)までに掲げる減損
合を除く。) には、次に掲げる事項について注記するもの	合を除く。) には、次に掲げる事項について注記するもの	減損の兆候が認められた場合(減損を認識した場合を除	の兆候が認められた場合 (減損を認識した場合を除く。)
とする。	とする。	く。)には、次に掲げる事項について注記するものとす	には、次に掲げる事項について注記するものとする。
		వ 。	
(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、	(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、	(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、	(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、
帳簿価額等の概要	帳簿価額等の概要	帳簿価額等の概要	帳簿価額等の概要
(2) 認められた減損の兆候の概要	(2) 認められた減損の兆候の概要	(2) 認められた減損の兆候の概要	(2) 認められた減損の兆候の概要
(3) 減損損失の認識に至らなかった理由	(3) 減損損失の認識に至らなかった理由	(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」 第	(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3
		3項に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場	に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合に
		合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその	は、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサー
		サービスを提供するものと認めた理由	ビスを提供するものと認めた理由
		(4) 「第4 減損の認識」 <u>第2項</u> に掲げる要件を満たして	(4) 「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている
		いる根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあ	根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると
		ると認められる根拠	認められる根拠
		3 「第3 減損の兆候」 <u>第2項</u> (5)に規定する使用しな	3 「第3 減損の兆候」2(5)に規定する使用しないと
		いという決定を行った場合であって、その決定が翌事業	いう決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度
		年度以降の特定の日以後使用しないという決定である	以降の特定の日以後使用しないという決定である場合
		場合には、次に掲げる事項について注記するものとす	には、次に掲げる事項について注記するものとする。
		న <u>ి</u> .	
		(1) 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種	
		類、場所等の概要	類、場所等の概要
		(2) 使用しなくなる日	(2) 使用しなくなる日
		(3) 使用しないという決定を行った経緯及び理由	(3) 使用しないという決定を行った経緯及び理由
		(4) 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能	(4) 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能
		サービス価額及び減損額の見込額	サービス価額及び減損額の見込額

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後(H30.9.3、R2.3.26)	国独法改訂前
(H30.9.3、R2.3.26、R4 地独法独自改訂)			
第 17 経過措置	第 17 経過措置	_(対応箇所なし)_	_(対応箇所なし)_
1 本基準の適用開始前に設立された公営企業型地方独	1 本基準の適用開始前に設立された公営企業型地方独		
立行政法人において、設立団体から承継する権利に係る	立行政法人において、設立団体から承継する権利に係る		
固定資産の価額が回収可能価額に比して過大な価額で	固定資産の価額が回収可能価額に比して過大な価額で		
評価されていた場合には、本基準の適用が開始された最	評価されていた場合には、本基準の適用が開始された最		
初の事業年度又は当該事業年度以後最初に作成される	初の事業年度又は当該事業年度以後最初に作成される		
中期計画に係る最初の事業年度若しくは当該事業年度	中期計画に係る最初の事業年度若しくは当該事業年度		
以後最初に行われる中期計画の変更後の最初の事業年	以後最初に行われる中期計画の変更後の最初の事業年		
度の期首において、当該承継された権利に係る固定資産	度の期首において、当該承継された権利に係る固定資産		
の帳簿価額を回収可能価額まで減額することができる。	の帳簿価額を回収可能価額まで減額することができる。		
この場合、当該固定資産の貸借対照表における表示は、	この場合、当該固定資産の貸借対照表における表示は、		
「第 12 貸借対照表における表示」により行う。	「第 12 貸借対照表における表示」により行う。		
2 当該減額相当額については、「第15 特定施設である	2 当該減額相当額については、「第15 特定施設である		
固定資産の減損に係る会計処理」に定める減損損失と同	固定資産の減損に係る会計処理」に定める減損損失と同		
様に処理するものとする。	様に処理するものとする。		